

(3) 提供するサービスの利用料・利用者負担額（介護保険を適用する場合）について 【令和6年6月1日改定版】

【 訪問看護料金表 】

介護保険法令に定める介護保険給付費(介護報酬)に準拠した金額になります

(1) 介護保険給付対象サービス費

(地域単価 2級地 11.12円)

訪問看護費（1回につき）	単位数	1割負担額	2割負担額	3割負担額
所要時間20分未満 ※24時間体制・週1回以上30分以上の訪問	314単位	350円	699円	1,048円
所要時間30分未満	471単位	524円	1,048円	1,572円
所要時間30分以上1時間未満	823単位	916円	1,831円	2,746円
所要時間1時間以上1時間30分未満	1,128単位	1,225円	2,509円	3,763円

(2) 加算

加算項目	単位数	1割負担額	2割負担額	3割負担額
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	600単位	668円	1,335円	2,002円
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	574単位	639円	1,277円	1,915円
特別管理加算Ⅰ（月1回）	500単位	556円	1,112円	1,668円
特別管理加算Ⅱ（月1回）	250単位	278円	556円	834円
夜間（18：00～22：00）訪問看護加算	所定単位数×25/100を加算			
早朝（6：00～8：00）訪問看護加算				
深夜（22：00～06：00）訪問看護加算	所定単位数×50/100を加算			
複数名訪問加算（Ⅰ）（所要時間30分未満）	254単位	283円	565円	848円
複数名訪問加算（Ⅰ）（所要時間30分以上）	402単位	447円	894円	1,341円
長時間訪問看護加算	300単位	334円	668円	1,001円
ターミナルケア加算（死亡月）	2,500単位	2,780円	5,560円	8,340円
初回加算（Ⅰ）（初回月1回）退院日	350単位	390円	779円	1,168円
初回加算（Ⅱ）（初回月1回）	300単位	334円	668円	1,001円
退院時共同指導加算	600単位	668円	1,335円	2,002円
口腔連携強化加算	50単位	56円	112円	167円
看護・介護職員連携強化加算	250単位	278円	556円	834円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	3単位	4円	7円	10円
事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者の場合				所定単位数×90/100
同一建物に20名以上利用者が居住する場合				所定単位数×90/100
事業所と同一敷地内建物等に50名以上利用者が居住する場合				所定単位数×85/100

【介護予防訪問看護料金表】 介護保険法令に定める介護保険給付費(介護報酬)に準拠した金額になります

(1) 介護(予防)保険給付対象サービス費

(地域単価 2級地 11.12円)

訪問看護費(1回につき)	単位数	1割負担額	2割負担額	3割負担額
所要時間20分未満	303単位	337円	674円	1,011円
所要時間30分未満	451単位	502円	1,003円	1,505円
所要時間30分以上1時間未満	794単位	883円	1,766円	2,649円
所要時間1時間以上1時間30分未満	1,090単位	1,212円	2,424円	3,636円

(2) 加算

加算項目	単位数	1割負担額	2割負担額	3割負担額
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	600単位	668円	1,335円	2,002円
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	574単位	639円	1,277円	1,915円
特別管理加算Ⅰ(月1回)	500単位	556円	1,112円	1,668円
特別管理加算Ⅱ(月1回)	250単位	278円	556円	834円
夜間(18:00~22:00)訪問看護加算	所定単位数×25/100を加算			
早朝(6:00~8:00)訪問看護加算				
深夜(22:00~06:00)訪問看護加算	所定単位数×50/100を加算			
複数名訪問加算(Ⅰ)(所要時間30分未満)	254単位	283円	565円	848円
複数名訪問加算(Ⅰ)(所要時間30分以上)	402単位	447円	894円	1,341円
長時間訪問看護加算	300単位	334円	668円	1,001円
初回加算(Ⅰ)(初回月1回) ※	350単位	390円	779円	1,168円
初回加算(Ⅱ)(初回月1回) ※	300単位	334円	668円	1,001円
退院時共同指導加算	600単位	668円	1,335円	2,002円
口腔連携強化加算	50単位	56円	112円	167円
看護・介護職員連携強化加算	250単位	278円	556円	834円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	3単位	4円	7円	10円
事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者の場合				所定単位数×90/100
同一建物に20名以上利用者が居住する場合				所定単位数×90/100
事業所と同一敷地内建物等に50名以上利用者が居住する場合				所定単位数×85/100